

基本協定書（案）

大津市（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、市有施設のESCO事業によるLED化業務（第1期）（以下「本業務」という。）について、以下のとおり基本協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、本業務において乙が甲から優先交渉権者として選定されたことを受け、募集要項に定める詳細協議に関連する事項について定めることを目的とする。

（詳細協議）

第2条 乙は、この協定に基づき次の事項を実施する。

- (1) 事業対象施設の詳細診断及び詳細設計の実施
- (2) 包括的エネルギー管理計画書の作成
- (3) 募集要項に定める契約に向けた甲との詳細協議

2 乙は、詳細診断及び詳細設計の実施並びに包括的エネルギー管理計画の作成を、募集要項及び乙のESCO事業提案書（以下「提案書」という。）に従って遂行しなければならない。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から甲乙間で契約が締結されるまでとする。

2 乙は、本協定の締結後、速やかに本業務の対象となる施設（以下「事業対象施設」という。）の詳細診断及び詳細設計を実施し、令和6年11月**日までに包括的エネルギー管理計画書を甲に提出するものとする。

（契約締結に向けた努力義務）

第4条 甲及び乙は、募集要項及び提案書に基づき、契約の締結に向け各自最大限の努力を行うものとする。

（契約の締結）

第5条 甲及び乙は、詳細協議の上、包括的エネルギー管理計画の内容について合意に至ったときは、募集要項に定める契約を締結するものとする。

（契約の不成立）

第6条 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により、甲と乙が契約の締結に至らな

かったときは、既に甲及び乙が本事業に関して支出した費用は、各自が負担するものとして、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(包括的エネルギー管理計画)

第7条 乙は、提案書の内容に基づき、事業対象施設の詳細診断及び詳細設計を実施し、包括的エネルギー管理計画書を作成する。

2 甲は、事業対象施設の詳細診断の際に必要な協力をしなければならない。

3 甲は、事業対象施設の照明設備に関して保有するデータを提供するものとする。

(権利義務譲渡等の禁止)

第8条 甲又は乙は、相手方の事前承諾を得ることなく、この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)に定めるところにより情報公開を行う場合を除き、本業務を遂行する上で知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の同意を得ずして第三者に開示しないこと、及びこの協定の目的以外の目的で使用しないことを確認する。

2 乙は、本業務を履行する中で下請負人と契約を締結するときは、当該下請負人に対し、本業務を遂行する上で知り得た甲の秘密について、前項の規定に準じた取扱いがなされるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この協定期間終了後においてもその効力を有する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なしに、この協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) 乙がこの協定の内容に反し、協定の目的を達成することができなくなることが明らかになったとき。

(3) 資力の低下等により本業務を履行できないおそれがあると認められるとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が正当な理由なしに、この協定に基づく義務を履行しないときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

(天災等不可抗力)

第12条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由によりこの協定に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

(1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、甲又は乙の義務を一時停止し、この協定を有効なもの

として継続する。

- (2) 甲又は乙は他方に対しての義務を履行することが不可能となった後10日以内に通告を行った上で、この協定を終了する。この場合においては、既に甲及び乙が本事業に関して支出した費用は、各自が負担するものとして、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(解除後の処理)

第13条 甲は、第10条の規定によりこの協定を解除したことにより損害が生じたときは、乙に対しその賠償を求めることができる。

2 乙は、第11条の規定によりこの協定を解除したことにより損害が生じたときは、甲に対し、提案書で提示した詳細診断及び設計の金額を上限に、その賠償を求めることができる。

(裁判管轄)

第14条 本業務に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、大津地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市

大津市長 佐藤 健司 ㊟

乙 代表企業

住 所

法人名

代表者名 ㊟